

## 規 則

埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 埼玉県規則第四十号

埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県災害救助法施行細則（昭和三十五年埼玉県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）から様式第三号まで及び様式第五号中「㊤」を削る。

様式第六号中「㊤」を削り、「あへ先」を「あ先」に改める。

様式第七号中「㊤」を削り、同様式裏面中「第31条」を「第32条」に、「第32条」を「第33条」に改める。

様式第八号及び様式第十号中「㊤」を削る。

様式第十一号中「第31条」を「第32条」に改める。

様式第十二号中「㊤」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第七号裏面の改正規定中「第31条」を「第32条」に改める部分は、令和七年六月一日から施行する。